

(資料6-3) 平成20年度厚生労働省立入検査における確認項目

	確認項目	根 拠																		
<b>1. 資 格</b>																				
<b>【水道技術管理者】</b>																				
①水道技術管理者は適切な役職の者が選任されているか。また、資格を満たしているか。	<p>(1) 水道技術管理者は適切に選任されているか。 ○当該水道の規模、構造等に適應する十分な技能・職権を有し、水道技術管理者の職務を遂行する上で適切な役職の者を選定しているか。 ○任命基準が定められているか。</p> <p>(2) 水道技術管理者は資格要件を満たしているか。</p>	<p>○法第19条第1項（水道技術管理者） 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。 ○法第31条（準用） (略)第19条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の1 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適應する十分な技能を有する者を選定する(略)</p> <p>○法第19条第3項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 ○法第31条（準用） (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第6条（水道技術管理者の資格） 法第19条第3項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略) ○施行令第10条（水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え） 法第31条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="686 761 1404 896"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第19条第2項第2号</td> <td>第13条第1項</td> <td>第31条において準用する第13条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第4号</td> <td>次条第1項</td> <td>第31条において準用する次条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第5号</td> <td>第21条第1項</td> <td>第31条において準用する第21条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第6号</td> <td>第22条</td> <td>第31条において準用する第22条</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第7号</td> <td>第23条第1項</td> <td>第31条において準用する第23条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行規則第14条（水道技術管理者の資格） 令第6条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第19条第2項第2号	第13条第1項	第31条において準用する第13条第1項	第19条第2項第4号	次条第1項	第31条において準用する次条第1項	第19条第2項第5号	第21条第1項	第31条において準用する第21条第1項	第19条第2項第6号	第22条	第31条において準用する第22条	第19条第2項第7号	第23条第1項	第31条において準用する第23条第1項
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																		
第19条第2項第2号	第13条第1項	第31条において準用する第13条第1項																		
第19条第2項第4号	次条第1項	第31条において準用する次条第1項																		
第19条第2項第5号	第21条第1項	第31条において準用する第21条第1項																		
第19条第2項第6号	第22条	第31条において準用する第22条																		
第19条第2項第7号	第23条第1項	第31条において準用する第23条第1項																		
②水道技術管理者は水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	<p>(1) 水道技術管理者は法第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しているか。 ○監督の方法が適切か。 ○報告書の決裁欄に押印がある等、監督しているかどうか確認できるか。 ○水道技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても上記の事項の全てについて監督しているか。</p> <p>(2) 組織として、水道技術管理者が業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。 ○△△係長が水道技術管理者を兼務しているが、監督する部署へ指揮命令することを本人が認識しているか。また他の職員にも認知されているか。 ○水道技術管理者の決裁欄を設けているか。 ○補助者が従事監督している場合は規則等で明確に位置付けられているか。</p>	<p>○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 3 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 4 次条第1項の規定による水質検査 5 第21条第1項の規定による健康診断 6 第22条の規定による衛生上の措置 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 8 第37条前段の規定による給水停止 ○法第31条（準用） (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の1 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、(略)その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要である。</p>																		
<b>【布設工事監督者】</b>																				
③布設工事の監督者は適切に指名されているか。また、資格要件を満たしているか。	<p>(1) 布設工事監督者は適切に指名されているか。 ○布設工事監督者となる職員に対して文書等で公式に指名しているか。</p> <p>(2) 布設工事監督者は資格</p>	<p>○法第12条第1項（技術者による布設工事の監督） 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第31条（準用） 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○水道法逐条解説（法第12条関係） 指名は、辞令形式を用いることもあるが、必ずしも形式は問わず、監督する工事の範囲と本条による技術上の監督を担任する者であることが明らかにされればよい。 ○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) 水道施設の工事監督については、水道法第12条の規定により、水道の布設工事を施工する場合には、資格を有する監督者を指名し又は委嘱して、技術上の監督業務を行わせなければならないとされているので、これを遵守すること。(略)</p> <p>○法第12条第2項（技術者による布設工事の監督）</p>																		

	要件を満たしているか。	<p>前項の業務を行う者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>○施行令第4条（布設工事監督者の資格） 法第12条第2項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。（略）</p> <p>○施行規則第9条（布設工事監督者の資格） 令第4条第1項第6号の規定により同項第1号から第5号までに掲げる者と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。（略）</p> <p>○施行規則第51条（準用） （略）第9条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略）</p>
④工事監督者の業務が明文化されており、責任の所在は明確か。	(1) 工事監督が適正に実施されるよう、監督者及びその補助者の組織が整備されているか。 また、監督業務の内容を定め、責任の所在が明確にされているか。 ○布設工事監督者が必要な工事を理解しているか。 (註) 布設工事の監督業務 ・適正な工程管理(工期が守られているか) ・日報等による現場状況の把握 ・他企業との連携調整	<p>○水道法逐条解説（第12条関係） 工事監督者を各工事現場ごとにおくか、1人とするかは、法第19条の水道技術管理者と異なり1人に限られていないためいずれでもよいと解されるが、布設工事の規模等を勘案し、適切な人員を確保する必要がある。</p> <p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) 水道事業者においては、これらの工事監督が適正に実施しうよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすること。（略）</p>
	(2) 工事に関する報告、記録等が整備されているか。	○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) (略)また、工事に関する報告、記録等についても整備しておくこと。（略）
	(3) 水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を行っているか。	○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) (略)また、これ以外の水道施設の工事についても、これに準じて監督者を置いて監督業務を実施させること。
	(4) 工事の施工を工事業者に委託を行う場合は、工事業者に対して十分な指導監督を行い、かつ水道事業者の責任区分を明確にしているか。 ○工事業者に対して布設工事監督者を文書で通知しているか。	○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) (略)なお、工事の施工を工事業者に委託して行う場合においては、工事業者に対して十分な指導監督を行い、かつ水道事業者の責任区分を明確にしておくこと。 ○建設業法第19条の2第2項（現場代理人の選任等に関する通知） 注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法を、書面により請負人に通知しなければならない。
⑤工事監督業務を委嘱している場合責任区分は適正か。	<p>工事監督業務を第三者に委嘱している場合、責任区分が明確となっているか。 ○工事の監督業務を当該工事請負業者あるいは工事請負業者の被雇用者に委嘱していないか。</p>	<p>○法第12条第1項（技術者による布設工事の監督） 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。</p> <p>○法第31条（準用） 第11条から第13条まで、（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略）</p> <p>○水道法逐条解説 資格を有する第三者に委嘱する場合、当該工事の請負人あるいは請負人の被雇用者に委嘱して監督業務を行わせることはできない。請負人は、水道事業者との利害が対立する者であって、本条で規定する第三者ではないからである。</p> <p>○昭37環水第6号（課長通知）「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」 1 水道事業者において資格ある技術職員を有しない場合は、第三者に委嘱して工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、その際設計の責任を明らかにするため当初の設計者に一貫して監督業務まで行わせることが望ましい。</p>
<b>【その他】</b>		
⑥研修、講習等を行っているか。	(1) 職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。（日水協等が主催する研修、講習等への参加を含む）	<p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)③ 水道事業者等の運営に必要な技術的レベルを維持するため、技術職員の数又は全職員に対する割合、研修時間等に関し、目標を設定する。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化</p>
	(2) 水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取組みを行っているか。	<p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)③ 水道事業者等の運営に必要な技術的レベルを維持するため、技術職員の数又は全職員に対する割合、研修時間等に関し、目標を設定する。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化</p>

## 2. 認可等

### 【認可】

①施設の認可内容と整合がとれているか。  
※（参考）平成19年度報告徴収様式1～3

(1) 事業認可内容と実際の施設との整合がとれているか。また、事業認可内容と実際の施設が異なる場合、その理由は何か。

○法第7条（認可の申請）

- 1 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 給水区域、給水人口及び給水量
  - (2) 水道施設の概要
  - (3) 給水開始の予定年月日

- (4) 工事費の予定総額及びその予定財源
  - (5) 給水人口及び給水量の算出根拠
  - (6) 経営収支の概算
  - (7) 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
  - (8) その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

○法第8条(認可基準)

- 1 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。
- (1) 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
  - (2) 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
  - (3) 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。
  - (4) 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
  - (5) 供給条件が第14条第2項各号に掲げる要件に適合すること。
  - (6) 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。
  - (7) その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第9条(附款)

- 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。
- 2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

○法第26条(事業の認可)

水道用水供給事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

○法第27条(認可の申請)

1 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 給水対象及び給水量
- (2) 水道施設の概要
- (3) 給水開始の予定年月日
- (4) 工事費の予定総額及びその予定財源
- (5) 経営収支の概算
- (6) その他厚生労働省令で定める事項

5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

○法第28条(認可基準)

- 1 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。
- (1) 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
  - (2) 水道施設の工事の設計が第五條の規定による施設基準に適合すること。
  - (3) 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。
  - (4) その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第29条(附款)

1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の条件について準用する。

○施行規則第1条の2(認可申請書の添付書類等)(略)

○施行規則第2条(事業計画書の記載事項)

法第7条第4項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事費の算出根拠
- (2) 借入金の償還方法
- (3) 料金の算出根拠
- (4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

○施行規則第3条(工事設計書に記載すべき水質検査の結果)(略)

○施行規則第4条(工事設計書の記載事項)

法第7条第5項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。(略)

○施行規則第5条(法第8条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目)

法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。
- (2) 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。

○施行規則第6条

法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- (2) 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- (3) 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- (4) 給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- (5) 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経営収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。
- (6) 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。
- (7) 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。
- (8) 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。
- (9) 水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。

	<p>(10) 取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占有の許可を必要とする場合に あつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれる こと。</p> <p>(11) 取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占有の許可を必要としない場合 にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実と見込まれること。</p> <p>(12) ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項 に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該 ダムを使用できることが確実であると見込まれること。</p> <p>○施行規則第7条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第6号に関するものは、当該申 請者が当該水道事業の遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有することとす る。</p> <p>○施行規則第49条（認可申請書の添付書類等）（略）</p> <p>○施行規則第50条（事業計画書の記載事項） 法第27条第4項第6号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び 借入金の償還方法とする。</p> <p>○施行規則第51条の2（法第28条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目） 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に 掲げるものとする。</p> <p>(1) 給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用 その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに 当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。</p> <p>(2) 給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に 設定されたものであること。</p> <p>(3) 給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、經常収支が適切 に設定できるよう期間が設定されたものであること。</p> <p>(4) 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する 収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。</p> <p>(5) 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれた ものであること。</p> <p>(6) 取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占有の許可を必要とする場合に あつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれる こと。</p> <p>(7) 取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占有の許可を必要としない場合 にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実と見込まれること。</p> <p>(8) ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項 に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダ ムを使用できることが確実であると見込まれること。</p> <p>○施行規則第51条の3 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、当該 申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有す ることとする。</p> <p>○施行規則第52条（準用） 第3条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において第3条中 「法第7条第5項第3号」とあるのは「法第27条第5項第3号」と、「法第10条第2項」とあ るのは「法第30条第2項」と、第4条中「法第7条第5項第8号」とあるのは「法第27条第5 項第7号」と（略）それぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(2) 認可された各施設整備 の進捗状況はどのよう になっているか。 ○工事着手、工事完了、給 水開始について、各々記 載した予定年月日から1 年以上経過していないか。</p>	<p>○法第35条第1項（認可の取消し） 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業 認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内 に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、 又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の1年以内に給水を開始しないときは、 事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過 後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部 分について事業の認可を取り消すこともできる。</p> <p>○水道法逐条解説（法第35条関係） 水道事業者及び水道用水供給事業者は、当該地域において事業経営の認可を受けた事 業者として、事業を開始する義務がある。（略）取消しができない「正当な理由」とし ては、災害、社会経済情勢の変動、関連する許認可の遅延等が考えられる。すなわち、 災害の発生により工事が遅れたほか、需要の発生を見込んだ開闢が遅れたり、経済 情勢の急変によって所要の資金や資材の調達が困難となり、あるいは工事を進める上 で必要な行政庁の許認可が事業者の正当な手続きにもかかわらず遅延している場合等工 事の遅れの責任を当該事業者に帰することが適当でないと判断される場合がこれである。</p>
<p>(3) 水道施設の一部を休止 又は廃止している場合 、変更認可の対象とな っていないか。 （例）変更認可となりうる事例 ・浄水場の休止又は廃止に 伴って、水源と浄水方法 の組合せが変わる場合</p>	<p>○法第11条（事業の休止及び廃止） 1 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、 その水道事業者の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水 道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業 の全部を全部を廃止することとなるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣 に届け出なければならない。</p> <p>○法第31条（準用） 第11条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第 11条第1項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるの は「水道用水供給事業者」と（略）読み替える（略）。</p>
<p>(4) 分水の解消に計画的に 取り組んでいるか。</p>	<p>○平14健水発第0327001号（課長通知）「水道法の施行について」第1の3 水道用水供給事業は、水道用水を供給する事業であり、分水については適用除外とす る旨規定されているが、これは水道事業者又は専用水道の設置者が当該水の分与をその 主たる目的としない場合をいうものであり、水道用水の供給が一時的なものでなく継続 する事業として実施される場合については、併せて水道用水供給事業としての認可が必要 である。</p> <p>○昭60「水道事業等の認可の手引」参考2(1) なお、他の水道事業者への浄水の分水は、それ自体、水道の認可を要しないが、分水 を行おうとする水道事業者が当該浄水の分与を恒久的に行おうとする場合は、その部分 について水道用水供給事業となるので、併せて、水道用水供給事業の認可が必要となる。 （参考）平20.3「全国水道担当者会議」資料（抜粋）</p> <p>3. 水道施策の推進について （4）事業認可等に係る留意事項について オ. 分水に関する取扱い等について 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されてい るが、当時の様々な事情により近隣水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時</p>

		<p>的な措置として、両者間の契約により、浄水を分水することとしたというのが、その背景にあったものと思料される。</p> <p>その一方で、分水は、当該分水の供給を受けている地域の需要者に対して安全かつ安定的な水を供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定（水質管理・水道施設維持管理・危機管理等）に関する責任の所在が不明確な状態にある。</p> <p>水道事業においては、高度成長期等を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増大していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまで以上に高くなっており、また、施設の老朽化が災害や事故等への脆弱性を高め、災害時の被害を極めて大きくする可能性がある。需要者への安全かつ安定的な水の供給の確保に対する責任を果した、持続可能な水道事業を確立するためには、これらの重要な諸課題に対する円滑かつ計画的な対策が非常に重要である。</p> <p>これらの状況を踏まえ、水道事業者におかれては、当該分水地域の需要者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に関わる責任の所在を明確にした上で、分水の背景・経緯等や現在の水利用形態等を踏まえつつ、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係する水道事業者等間での十分調整・協議を通じて共通認識や合意形成を図り、大規模施設更新・危機管理対策・広域化検討等の様々な機会を捉えて、分水状態の解消に向け計画的に取り組んでいただくようお願いする。</p> <p>分水状態の解消に際しては、いくつかの方案（被分水事業者における既存水道用水供給事業からの受水、被分水事業者における代替水源確保及び施設整備、分水事業者における水道用水供給事業の創設、分水事業者の給水区域への分水区域編入、被分水事業者から分水事業者への第三者委託、分水事業者及び被分水事業者間の水道事業統合等）が考えられるが、それぞれの分水事案によって、その背景や経緯、分水の水利用形態、地理的条件等が当然異なるため、採るべき方案を一律に定めることは適当ではなく、分水に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係水道事業者等間での十分な調整・協議を通じ、各事案に応じた最適な解消方案の検討を進めていただくようお願いする。</p> <p>都道府県におかれては、都道府県認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。</p>
<p>②認可を受けるべき事業の変更を行っていないか。 ※（参考）平成19年度報告徴収【様式1、様式3】</p>	<p>(1)事業の変更の認可を受けているか。 ただし、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものについては、あらかじめ都道府県知事に変更認可申請が行われているか。 (参考)井戸の掘替等も異なる帯水層であれば取水地点の変更となる場合がある。</p>	<p>○法第10条（事業の変更）</p> <p>1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するものを除く）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。</p> <p>(1) その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2) その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。</p> <p>2 第7条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>○法第30条（事業の変更）</p> <p>1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するものを除く）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2) その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>○施行令第14条第3項（都道府県の処理する事務）</p> <p>給水人口が5万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る）又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第31条第1項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。</p> <p>○施行規則第8条（変更認可申請書の添付書類等）（略）</p> <p>○昭60「水道事業等の認可の手引」参考2</p> <p>(1) 給水区域の拡張 水道事業者は、給水区域外の需要者（専用水道、工場等を含む）に対して給水を行うとうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について認可を受けなければならない。（略）</p> <p>(2) 給水対象の増加 水道用水供給事業者は、既存の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に供給を行うとうとする場合は、変更認可を受けなければならない。</p> <p>(3) 給水人口の増加 水道事業者は、給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。</p> <p>(4) 給水量の増加 需要者の増加により、計画給水人口の範囲内では十分な給水が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受ける必要がある。</p> <p>(5) 水源の種類の変更 水源の種類の変更とは、工事設計書に記載された水源の種類別の区分を変更することをいう。（略）なお、ある種類の水源を廃止すること自体は、水源の種類の変更に当たらないが、これに伴い既存水源と異なる種類の水源を設ける場合は、変更認可が必要である。</p> <p>(6) 取水地点の変更 取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図（規則第3条第8号）に示された取水地点をいう。取水地点の変更は、地番、地先名、認可申請書添付書類等によって特定された地点を変更（採水地点を増加させることを含む）する場合のほか、地下水にあっては採水層を変更する場合も含まれるが、取水地点の廃止、他の水道からの受水地点の位置変更は取水地点の変更には該当しない。なお、井戸の深度を変えることによって、水源の種類が同時に変更される場合は、水源の種類の変更として扱うものとする。</p> <p>(7) 浄水方法の変更 浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、または、沈殿地やろ過池等の形式を変更することにより、当該施設の処理機能又は処理能力に変更を及ぼすことをい、浄水場毎に変更の有無を判断する。（略）</p> <p>○平15（事務連絡）「市町村合併の際の水道事業認可及び統合について」2 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者と市町村合併を行うことは、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しないものであること。</p>
	<p>(2) 変更認可を要しない変更については、あらかじめ届出書が提出されているか。 (参考) 変更認可を要しない</p>	<p>○法第10条（事業の変更）</p> <p>1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するものを除く）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるとき</p>

場合

- ①軽微な変更  
・水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む。))並びに配水施設を除く。)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更(施行規則第7条の2各号に該当する場合を除く。)
- ②他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うもの

- は、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。
- (1)その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
  - (2)その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。
  - (3)第7条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。
- 3 水道事業者は、第1項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○法第30条(事業の変更)

- 1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときは除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- (1)その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
- (2)その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。

- 3 水道用水供給事業者は、第1項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○施行規則第7条の2(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

法第10条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

- 1、水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る)並びに配水施設を除く)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次の各号のいずれにも該当しないものとする(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロ及びハの規定は適用しない。)

(イ)変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであるとき。

(ロ)変更後の給水人口と認可給水人口(法7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水人口(法第10条第1項又は第3項の規定により給水人口の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水人口とする)をいう。次号において同じ)との差が5千人を超えるものであること。

(ハ)変更後の給水人口と認可給水人口の差が認可給水人口の百分の1を超えるものであること。

(ニ)変更後の給水量と認可給水量(法第7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第10条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。次号において同じ)との差が2,500立方メートルを超えるものであること。

(ホ)変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の1を超えるものであること。

2、現在の給水量が認可給水量を超えない事業における水道施設の整備を伴う変更のうち、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を行うもの。

- 普通沈澱池
- 薬品沈澱池
- 高速凝集沈澱池
- 緩速濾過池
- 急速濾過池
- 膜濾過池
- エアレーション設備
- 除鉄設備
- 除マンガン設備

○施行規則第8条の2(事業の変更の届出)

法第10条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。(略)

○施行規則第51条の4(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

法第30条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

1、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、次の各号のいずれにも該当しないもの。

(イ)変更後の給水量と認可給水量(法第27条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第30条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。ロ及び次号において同じ)との差が2,500立方メートルを超えるものであること。

(ロ)変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の1を超えるものであること。

2、現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を伴うもの。

- 普通沈澱池
- 薬品沈澱池
- 高速凝集沈澱池
- 緩速濾過池
- 急速濾過池
- 膜濾過設備
- エアレーション設備
- 除鉄設備
- 除マンガン設備

○施行規則第51条の5(事業の変更の届出)

法第30条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。(略)

○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第3の3

事業の軽微な変更及び他の水道事業又は水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴う変更については、認可を要せず、届出によることとしており、この旨水道事業者及び水道用水供給事業者等に周知徹底を図るとともに、事業の廃止許可手続きの簡素化と併せてこれらの規定を活用し、水道の広域化による管理体制の強化等を図られたい。ここで、軽微な変更と認められるものの要件については、直近の認可変更内容を基準に判断されるべきものである。また、市町村合併等により、新たに設置された市町村等が新たに事業の認可申請を行う際に添付書類についての特例許可が設けられている。

○平14健水発第0327004号(課長通知)「改正水道法の施行について」1

水道法施行規則第8条の2及び第51条の5第1号に規定する給水人口及び給水量は、事業の変更に当たり事業者が当面の事業計画として新たに設定するものであり、第7条の2第2号及び第4号並びに第51条の4第1項に規定される認可給水人口及び認可給水量とは異なることに留意されたい。(略)

○平15健水発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第3の1(1)

水道法施行規則第7条の2に定める事業の変更の認可を要しない軽微な変更は、内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)の整備を伴う変更のうち、給水区

域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であって、水道法施行規則第7条の2の各号のいずれにも該当しないものが加えられたこと。

【各種届出】

③各種届出は適正になされていたか。

(1) 記載事項変更届は適切に届け出ているか。  
(注) 市町村合併に伴い、新市長が決まるまでの間の事務代理の場合であっても届出は必要。

○法第7条（認可の申請）  
2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
(2) 水道事務所の所在地  
3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。  
○法第27条（認可の申請）  
2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
(2) 水道事務所の所在地  
3 水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(2) 給水開始前届は適切に届け出ているか。

○法第13条第1項（給水開始前の届出及び検査）  
水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、(略)  
水道法逐条解説（法第13条関係）  
本条の届出は、認可した事業の開始を知らせるとともに、監督庁において必要と認めるときは、法第39条の規定による検査ができるようにするためである。

(3) 料金変更届は適切に届け出ているか。

○法第14条第5項（供給規程）  
水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。  
○施行規則第12条の5（料金の変更の届出）  
法14条第5項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。

(4) 第三者委託届は適切に届け出ているか。

○法第24条の3第2項（業務の委託）  
水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。  
○施行規則第17条の4（業務の委託の届出）第1項  
法第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。（略）  
○水道法逐条解説（法第24条の3関係）  
これは、本条の委託が行われた場合は、水道法上の責任の一部が水道事業者から受託者に移ることになり、水道事業の監督者である国又は都道府県は、受託者を直接監督する責任を負うことから、受託の事実を把握しておく必要があるため事後の届出を義務としたものである。

【給水開始前検査】

④給水開始前検査は適正に実施されているか。

(1) 給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されているか。  
○水質基準省令の全項目の水質検査及び消毒の残留効果の検査を行っているか。  
○施設検査項目は適切か。

○法第13条第1項（給水開始前の届出及び検査）  
水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、(略)厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。  
○法第19条第2項（水道技術管理者）  
水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。  
2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査  
○法第31条（準用）  
第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)  
○施行規則第10条（給水開始前の水質検査）  
1 法第13条第1項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。  
2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。  
○施行規則第11条（給水開始前の施設検査）  
法第13条第1項の規定による施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む）について行うものとする。  
○施行規則第52条（準用）  
(略)第9条から第11条までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第11条中「水道施設（給水装置を含む）」とあるのは「水道施設」と(略)それぞれ読み替えるものとする。  
○平12厚省令第15号（水道施設の技術的基準を定める省令）（略）  
○平15厚省令第101号（水質基準に関する省令）  
水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によつて行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略)  
○平15厚省令第261号（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）  
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。(略)  
○平15厚省令第318号（水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法）  
水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。(略)  
○昭44環水第9059号（局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3)

	<p>配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造した場合においては、法第13条の規定に基づいて、水道法施行規則第10条及び第11条の水質検査及び施設検査の実施が義務づけられているので、これを遵守すること。</p> <p>特に、工業用水道管等が布設されている地区における水道の工事については、その施工にあたって十分留意し、その検査に際しても水質の確認を行うなど、格別の注意を払うこと。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の2 給水開始前の水質検査は新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査(新基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項の検査をいう。以下同じ)及び残留塩素の検査を行うこと。この場合、(略)また、全項目検査は検査方法告示、残留塩素の検査は残留塩素検査方法告示に、それぞれ準じて行うこと。</p>
<p>(2) 給水開始前検査の水質試験については、配水管の末端等で行われているか。</p> <p>また、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。</p> <p>○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所となっているか。</p> <p>(注) 水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所は、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端をいい、必ずしも給水栓でなくともかまわない。</p> <p>(例) 2つの配水池から1つの配水区域に給水しており、片方の配水池で工事を行った場合は、その配水池から採水した水の水質検査が必要。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査</p> <p>○施行規則第10条(給水開始前の水質検査)第1項 法第13条第1項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。</p> <p>○水道法逐条解説(法第13条関係) ここで「水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所」とは、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端をいい、必ずしも給水栓を意味しない。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の2 この場合、採水場所の選定は、水道法施行規則第15条第1項第2号の規定の例に準ずるものとし、(略)なお、必要に応じて水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。</p>
<p>(3) 検査の結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は、適切な措置がなされているか。</p>	
<p>(4) 水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。</p>	<p>○法第13条第2項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。</p>
<p>(5) 給水開始前検査の実施に関し、検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等、検査に関する規則が整備されているか。</p>	<p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) なお、この検査の実施について、検査内容(水圧検査、水質検査等を含む)を明定する等、検査に関する規則を整備すること。</p>
<p>(6) 配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。</p> <p>(例) 水質基準への適合については、現地の状況に応じて毎日検査項目等の確認が行われているか。</p>	<p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) また、配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、これに準じて必要な検査を行うこと。</p> <p>○水道法逐条解説(法第13条関係) 配水池を除く配水施設の新設、増設又は改造の場合が届出及び確認の対象とならないのは、これらの工事(配水管工事等)が頻りに施行されていることから生ずる実際上の困難を考慮したものである。しかし、配水池以外の配水施設についても、本条による届出を要しないというにすぎず、水道事業者は清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があることはいうまでもない。</p>

### 3. 水道施設管理

① 水道施設は施設基準を満たしているか。

(1) 水道の各施設は原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、適切な要件を備えた施設が配置されているか。また、布設・維持管理上適切な位置・配置になっており、かつ、給水の確実性が配慮されているか。

○法第5条(施設基準)

- 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。(略)
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 4 前3項に規定するものほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

○法第19条第2項(水道技術管理者)

水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

○平12厚省令第15号(水道施設の技術的基準を定める省令)

1 一般事項

- (3) 給水の確実性を向上させるために、必要に応じて、次に掲げる措置が講じられていること。

Ⅱ 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設が分散して配置されていること。

- (9) 維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であること。



8 水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しなければならない。

附則

1 この省令は平成12年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで、(略)第8条に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

○平12衛水第20号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」第1の7

施設基準省令の施行の際現に設置されている水道施設については、水道施設の構造に係る基準であって基準に適合させるには大規模な改造を必要とするもの(水道水の安全性の確保に関わるものを除く)、水道施設の位置及び形式に関するものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない旨の経過措置を設けることとしたこと。

○平16健水発第0209001号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(略)

○平成19年健水発第0330004号(課長通知)水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正について(略)

(2) 水道施設の構造及び材質は、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、地震力、積雪荷重、水圧及び温度応力等の荷重や外力に対して、構造上安全で、かつ、耐久性があるか、かつ、併せて漏水がなく、かつ、外部からの汚染や資材からの汚染のおそれのない構造、材質のものとなっているか。

○法第5条(施設基準)

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前3項に規定するものほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

○法第19条第2項(水道技術管理者)

水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事他の職員を監督しなければならない。

1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」

1 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない

(6) 地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、水圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。

(7) 施設の重要度に応じて、地震力に対して安全な構造であるとともに、地震によって生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。

(8) 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。

(9) 維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であること。

(17) 資材又は設備(資機材等という)の材質は、次の要件を備えること。

イ 使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有すること。

ロ 水の汚染が少ないこと。

ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く)の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について優出させたとき、その浸出液は、別表第2の上欄に掲げる事項につき、同表下欄に掲げる基準に適合すること。

附則

1 この省令は平成12年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

附則(平16厚省令第5号)

4 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポンプ、消火栓その他水と接する面積が著しく小さいものを除く)であって、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

○平12厚告第45号「資機材等の材質に関する試験」

水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号ハに規定する資機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。(略)

○平12衛水第20号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」第1 施設基準省令

1 第1条(一般事項)関係

(4) 第7号の規定は、各水道施設毎の重要度に応じて、対象とする地震規模を想定した上で施設的设计を行うことをいうものである。

7 附則関係

施設基準省令の施行の際現に設置されている水道施設については、水道施設の構造に係る基準であって基準に適合させるには大規模な改造を必要とするもの(水道水の安全性の確保に関わるものを除く)、水道施設の位置及び形式に関するものについては、その施設の大規模な改造の時までは、これらの規定を適用しない旨の経過措置を設けることとしたこと。

第2 資機材等試験告示

1 浸出液の分析方法については、資機材等試験告示においては方法名を掲げ、その詳細は別添によるものとしたこと。

2 浄水又は浄水処理過程における水に接する資材又は設備の材質が施設基準省令に適合している製品であるか否かについての試験は、資機材等試験告示に定める方法により行わなければならないこと。

○平16健水発第0209001号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」5(3)

平成16年4月1日時点で現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定の適用を猶予することとした。なお、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。

○平成19年健水発第0330004号(課長通知)水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正について(略)

(3) 水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。  
○原水に耐塩素性病原生物

○法第5条(施設基準)

1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(4) 浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要な量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備

(カプトスグ リム等)が混入するおそれがある場合、これらを除去することができる濾過等の設備が設けられているか。

○濾過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他浄水処理過程で生じる排水を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられているか。

○消毒設備は、必要な時間、水が消毒剤に接触する構造となっているか。

○消毒剤の供給量を調整するための設備が設けられているか。

○水道用水供給事業からの水を直接配水している場合は、規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他運転状況を監視し、制御するための必要な設備が設けられているか。

○配水管路は、適正な水圧が確保されているか。給水に支障がある箇所はないか。

を備えていること。

(6)配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。

○法第19条第2項(水道技術管理者)  
水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」

1 一般事項

(1)水道法第4条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。

(14)浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤(薬品等)を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備(薬品等注入設備という)が設けられているとともに、(略)

(15)薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。

5 浄水施設

(5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。

イ 消毒の効果をj得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。

ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。

ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。

ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。

ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏水したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。

(8)原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。

ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。

イ 地表水を原水としないこと。

ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。

ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。

(10)ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。

7 配水施設

(8)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150キロパスカルを下回らないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。

(9)消火栓の使用時には、前号にかかわらず、配水管内に正圧に保たれていること。

(10)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大動水圧が740キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。

(15)前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。

附則

1 この省令は平成12年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで、(略)第5条第1項(略)第9号及び第11号(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

附則(平16厚省令第5号)

4 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポンプ、消火栓その他水と接する面積が著しく小さいものを除く)であって、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

○平12衛水第20号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」第1

5 第5条(浄水施設)関係

(2)第2項から第8項までに規定する浄水方法は、その機能、性能等が確認され、実用されている方法であることから規定したものであり、これら以外の浄水処理方法を排除するものではないこと。ただし、第2項から第8項までに規定する浄水方法以外の浄水方法を用いる場合には、処理の安全性、確実性等について十分確認するものであること。

7 附則関係

施設基準省令の施行の際現に設置されている水道施設については、水道施設の構造に係る基準であって基準に適合させるには大規模な改造を必要とするもの(水道水の安全性の確保に関わるものを除く)、水道施設の位置及び形式に関するものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない旨の経過措置を設けることとしたこと。

○平16健水発第0209001号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」5(3)

平成16年4月1日時点で現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定の適用を猶予することとした。なお、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。

(4)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。

○浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等(凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤)により水に付加される物質は、

○法第5条(施設基準)

4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。

○法第19条第2項(水道技術管理者)

水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号

浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

○平15健水発第1010001号(課長通知)第3の2(3) (塩素酸の水質基準化に伴い平19健水発第1115002号により一部改正)

浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を注入する水道事業者等においては、二酸化塩素

	<p>薬品基準に適合していることを確認しているか。</p>	<p>及び亜塩素酸について、水質基準に準じて取扱うこととし、これらの項目及び塩素酸について毎日水質検査を行い、これらの目標値又は水質基準値を超過しないことを確認し、それらを超えた場合には、二酸化塩素の使用の中止等、直ちに対策を実施すること。</p> <p>○平19健水発第1115002号(課長通知)第1の2 留意事項 塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、特に塩素注入率の高い水道事業者等においては、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、購入時、保管時、注入時において以下の事項に十分留意する必要がある。 (1) 購入時 購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認すること。 (2) 保管時 保管温度及び保管期間に配慮すること。保管タンク内の不純物も塩素酸の生成促進作用があるため、保管タンクの清掃を行うことが望ましいこと。 (3) 注入時 次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行うこと。</p> <p>なお、塩素注入率が高くない水道事業者等においても、可能な限り薬品由来の汚染物質の混入を低減すべきことであること及び次亜塩素酸ナトリウムが本質的に分解性のある物質であることに配慮し、上記の点に留意することが望ましい。</p> <p>○平16事務連絡「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」 次亜塩素酸ナトリウムには高濃度の臭素酸が含有している場合があるので、次亜塩素酸ナトリウムを購入するときは、含有する臭素酸の濃度等を確認する必要があること。また、次亜塩素酸ナトリウムの生成に用いられる原料塩についても高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、生成される次亜塩素酸ナトリウムの臭素酸の濃度を確認する必要があること。</p> <p>○平12衛水第21号(課長通知)「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」(略) 本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。①水道用薬品の最大注入率を設定する。(以下、「設定最大注入率」という。)②最大注入率における水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。(略)</p>
<p>②定期的な水道施設の検査が実施されているか。</p> <p>※(参考)平成19年度報告徴収[様式9、14-2]</p>	<p>(1) 定期的な水道施設の検査が行われているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。</p> <p>(2) 異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○昭44衛水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(2) 水道事業者は、定期的な水道施設の検査を行うことによって、事故、異常状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこと。(略) ○平成18年健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略) 貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。 1、定期的な点検を実施するなど、適正な施設管理に努めること。 (略) 3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。</p> <p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○昭44衛水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(2) また、異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施すること。 ○昭44衛水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(3) 水道事業者は、施設検査の結果、水道施設の補修・改造が必要であると認めるときは、すみやかに当該水道施設の補修・改善を行うこと。</p>
<p>③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。</p>	<p>浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。 (注)運転管理を全て委託している場合であっても危機管理の観点からマニュアルは整備する必要がある。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策等特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」3(1) 緊急貯水に係る水道施設操作要領</p>
<p>④施設の管理状況の記録は、適切にされているか。</p>	<p>施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。</p>	<p>○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12厚省令第15号(施設基準)第1項第11号 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状況を監視し、制御するために必要な設備が設けられていること。</p>
<p>⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。</p>	<p>施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。 ○災害に備えて分散保管がされているか。</p>	<p>○昭44衛水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(1) 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録の整備を図り、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、すみやかに完工図を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。 ○平14健水発第1206001号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」1</p>

		<p>水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。</p> <p>○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。</p>
<p>⑥適切な取水量の管理のもとで取水がなされているか。 ※（参考）平成19年度報告徴収 [様式2]</p>	<p>(1) 取水量は計画水量を超えていないか。</p> <p>(2) 水源の許可書等は適切に申請、管理、更新しているか。 ○各水源について、水利権の許可を得ているか。 ○慣行水利権の場合であっても、現状で水利権を取得する必要が生じていないか。 ○水利許可書に基づき取水量の報告を行っているか。</p>	<p>○河川法第23条（流水の占用） 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>○特定多目的ダム法第3条（特定用途のための流水占用の制限） 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第23条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」という）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という）でなければならない。</p> <p>○昭60（水道整備課）「水道事業等の認可の手引」2-2-4（取水が確かかどうかの事情を明らかにする書類）（略）</p> <p>○昭60（閣僚会議決定）「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（略） ○昭60（閣僚会議決定）「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（略） ○平3（閣僚会議決定）「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（略）</p> <p>○河川法第23条（流水の占用） 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>○特定多目的ダム法第3条（特定用途のための流水占用の制限） 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第23条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」という）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という）でなければならない。</p>
<p>⑦鉛給水管の把握状況及び更新計画はあるか。</p>	<p>鉛給水管について、布設替え、pHの調整などによる鉛低減化対策、利用者に対する広報活動に努めているか。</p>	<p>○昭45環水第119号（課長通知）「赤水等対策の強化について」 (2) 水質の改善 管等の素材あるいは塗装材等から鉄、亜鉛、銅、炭酸カルシウム等のが多量に溶出あるいは析出するとき、およびそのおそれがあるときは、pH値ランゲリア指数等を指標として、アルカリ剤の添加（pH値調整）等によって、水の腐食性の軽減を図ること。（略）</p> <p>(3) 管の材質の選定と計画的な布設替 赤水の発生している管の大部分は、内面塗装のはく離した鑄鉄管ならびに鋼管である。（略）また、既設の赤水等の原因となっている管については耐食性のある新管に取り替えることが効果的であるので、その緊急度に応じて、計画的に布設替えを行うこと。</p> <p>○平元衛水第177号（課長通知）「給水管等に係る衛生対策について」 3 pHの改善 水道水のpHが低いほど鉛管からの溶出を促進することから、pHが低い水道にあっては、pHの改善に努めること。 4 広報活動の実施 鉛溶出が問題となるのは開栓初期の水であり、またその他の衛生面からも、開栓初期の水を飲用以外の用途に用いることが望ましく、その旨広報活動を行うこと。</p> <p>○平13健水発第57号（課長通知）「給水管等に係る衛生対策について」 1 鉛管の布設替の促進及びpH調整の実施に努めること。 2 水道利用者に対し水道水中の鉛に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の6 給水管等に係る衛生対策の推進については、引き続き、鉛管の布設替え、pH値の調整、広報活動の実施等の一層の強化・推進に努め、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(2)⑦ 鉛給水管の更新を促進するための施策について、鉛給水管を5年後に半減し、その後できる限り全廃することを目指しつつ、目標を設定する。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) - 鉛給水管布設替計画の策定と実施</p> <p>○平成19健水発第1221001号（課長通知）「鉛製給水管の適切な対策について」 （略）近年の統計調査においても依然として鉛製給水管が残存しており、鉛に対する抜本的な対策としては鉛製給水管の布設替えが必要であることから、平成16年6月に当省が策定した「水道ビジョン」では、達成すべき施策目標のひとつとして、鉛製給水管の総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取り組みの推進を図ってきているところである。</p> <p>また、これに関連して、平成19年8月に実施した「鉛製給水管に関するアンケート調査」の結果、水道事業者間においては鉛製給水管対策の進捗に差異がみられ、鉛製給水管が残存している水道事業者において鉛製給水管布設替計画を策定していないものが半数以上を占めるなど、鉛製給水管の早期全廃への目標達成に依然として課題が残っていることが明らかとなった。</p> <p>ついで、鉛に係る水質基準確保のためには、以下の内容が重要と考えられる（略）</p> <p>1 鉛製給水管使用者等への広報活動 (1) 鉛製給水管を使用している住宅を特定できている場合は、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を個別に周知されたいこと。なお、個別の周知は一度実施するだけでなく、定期的に行われることが望ましい。 (2) 鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努められたいこと。 併せて、例えば給水開始時期等から推定し、使用の可能性のある住宅を中心に、検針時及びメーター交換時に水道メーターます内の鉛製給水管使用状況を確認するほか、水道使用者に調査の方法（鉛製給水管の写真などを提示して、水道管の色による判別を呼びかけるなど）を明らかにするとともに、判別がつかない時の措置として水道事業者への相談を呼びかけるなど、対応を図られたいこと。</p> <p>2 鉛製給水管の布設替計画の策定と布設替えの促進 (1) 布設替計画の策定 （略）次の(2)及び(3)に留意の上、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進められたいこと。 (2) 配水管分岐部～水道メーターまでの布設替え</p>

		<p>配水管分岐部から水道メーター（水道メーターまわりを含む）までは、水道施設と直接接続していること、公道で工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に布設替えに取り組むようお願いする。</p> <p>また、配水管の布設替えと合わせて鉛製給水管の布設替えを実施する例があるが、配水管更新予定が定まっていない路線においても、鉛製給水管の解消が遅れることがないようにすべきである。</p> <p>なお、公道下部分の布設替えにあたっては、起債制度の活用も検討されたい。</p> <p>(3) 水道メーター～給水栓までの布設替え 水道メーター下流部～給水栓は、早期に布設替えするよう給水装置の所有者の意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度を設けるなど、所有者による布設替えを促進する支援策を講じられたいこと。</p> <p>なお、水道事業者自らが、(2)で記述した水道メーター上流部分の布設替えに積極的に取り組むことは、給水装置の所有者の負担軽減につながり、メーター下流側の布設替えの契機となるものと思料される。</p> <p>3 鉛の水質基準の確保 鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。</p> <p>(1) 鉛の溶出対策 鉛製給水管が数多く残存している場合等には、pH調整の実施について検討すること。</p> <p>(2) 鉛濃度の把握 鉛製給水管を使用している給水栓における鉛濃度の把握に努めること（例えば、定期水質検査の採取場所を含めることや鉛製給水管に着目した水質調査の実施等）。</p> <p>(3) 鉛濃度が高い給水栓への対応 水質調査等により鉛濃度が高いことが把握されている給水栓について、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを働きかける等の対応を図り、水質基準の確保に万全を期されたいこと。（参考）平17. 3 鉛製給水管布設促進方策検討委員会報告書（日本水道協会）</p>
<p>⑧漏水防止対策は計画的に実施しているか。</p>	<p>漏水防止対策についての年次計画が策定されているか。</p> <p>○有効率は中小規模事業体で95%以上、大規模事業体で98%以上の目標値を設定し、計画的に漏水防止に努めているか。</p>	<p>○法第5条（施設基準） 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (8) 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。 3 貯水施設 (5) 漏水を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>附則 1 この省令は平成12年4月1日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで、(略)第3条第1項第1号から第6号まで(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。</p> <p>○昭51衛水第70号（課長通知）「水道の漏水防止対策の強化について」1 (1) 各事業体は、漏水防止対策に関する年次計画を策定し、これに基づいて漏水防止対策を実施すること。 (2) 現状の配水量に対する有効水量の比率(有効率)が90%未満の事業体にあつては、早急に90%に達するよう漏水防止対策を進めること。また、現状の有効率が90%以上の事業体にあつては、更に高い有効率の目標値を設定し、今後とも計画的な漏水防止に努めること。なお、この場合、95%程度の目標値を設定することが望ましいものであること。</p> <p>○平2衛水第282号（課長通知）「水道用水の有効利用の推進について」1(1) 昭和51年9月4日付け環水第70号本職通知「水道の漏水防止対策の強化について」において、各水道事業者は漏水防止対策に関する年次計画を策定しこれに基づき漏水防止対策を実施するよう指示を行っているところであるが、本計画を未策定の水道事業者は速やかに計画の策定を行うことにより着実な漏水防止対策の実施に努められたいこと。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5.(4)③ 計画的な施設更新等による有効率の向上について、現在給水人口10万人以上の大規模事業においては98%以上、現在給水人口10万人未満の中小規模事業においては95%以上とすることを旨しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。</p>
<p>⑨工業用水道管等との誤接合防止を図っているか。</p>	<p>(1) 水道管以外の地下埋設物の状況を把握しているか。</p> <p>○指定給水装置工事事業者に対して情報提供を行っているか。</p> <p>(2) 工業用又は農業用などの水道管以外のものが布設されている地区における給水管工事においては、誤接合防止の措置をとっているか。</p> <p>○給水管を設ける等のすべての工事について、指定給水装置工事事業者に対して工法等の承認を行っているか。</p> <p>○誤接合の防止対策（工事完了後給水栓における残留塩素の量を確認、管理設時の明示テープの貼付等）を行っているか。</p> <p>○工事しゅん工後に工事検査を行っているか。</p>	<p>○昭44衛水第9059号（局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(1) (略)特に、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況を把握できるように配慮すること。</p> <p>○平14健水発第1206001号（課長通知）「給水装置工事における工業用水道管等の誤接合の防止について」1 (略)なお、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況を把握できるように十分に配慮すること。</p> <p>○法第14条（供給規程）第1項 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>○法第25条の8（事業の基準） 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。</p> <p>○施行規則第36条（事業の運営の基準） 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において（略） 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。</p> <p>○水道法逐条解説（法第14条関係）給水条例（規程）（例） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は市（町村）長の定めるところにより、あらかじめ市（町村）長に申し込み、その承認を受けなければならない。 第7条第2項（略）指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市（町村）長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工</p>

		<p>後に市(町村)長の工事審査を受けなければならない。</p> <p>○水道法逐条解説(法第25条の8関係) 配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を実施する場合にはあらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期等の工事上の条件に適合するよう施行しなければならない。これは、配水管の管種等に応じた工法の指定、震災等の災害防止や漏水時等の緊急工事の円滑化、効率化の観点からの工事材料及び工法の指定、断水防止等の観点からの工期の指定、水道事業者の職員の立ち会いの下での工事の施行等の条件をいうものである。</p> <p>○昭46環水第55号(課長通知)「道路法施行令及び道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について」 1 名称等の明示 (略)その名称、管理者、埋設の年を明示すること。明示の方法は、(略)</p> <p>2 工事の実施方法 工事の実施方法としては、請負業者が工事を実施することになると考えられるので、水道事業者等の責任ある監督のもとに、請負業者の工事が適切に行われるよう指導すること。特に地下鉄工事その他の市街地で行われる大規模な工事については見廻又は立会等を通じて、工事施工中の監督を徹底して行うようされたいこと。</p> <p>3 経過措置 改正令の施行の際現に地下に埋設されている水道管に関しては、その管理者が掘削により露出させた場合に限り、その露出させた部分について適用するものとされているが、水道事業者等以外の者で掘削により露出させた場合にも名称等を明示すること。(略)</p> <p>○平14健水第1206001号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等の誤接合の防止について」3 工業用水道管等が布設されている地区における給水装置工事の設計及び施工にあたっては、埋設管の誤認に特に注意を払うとともに、工事完了後給水栓における残留塩素の量を確認するなど、誤接合がないか確認するための適切な措置を講じること。</p>
<p>⑩水道施設の計画的な更新・耐震化及び資金確保への取組は行っているか。</p> <p>⑩-1 施設(構造物・設備)</p>	<p>(1)施設の計画的更新が適切に進められているか。</p> <p>ア. 現在の施設の状況に関する業務指標(PI)を把握しているか。</p> <p>イ. 施設に関する基礎データを整備しているか。</p> <p>ウ. 施設数及び機能診断・老朽化・更新計画策定箇所数を把握しているか。 (注)報告徴収様式14-1の記入内容</p> <p>エ. 施設の機能診断(健全度評価)を実施しているか。 (注)報告徴収様式14-1の【健全度評価】欄の記入内容</p> <p>オ. 施設の更新計画が適切に策定されているか。 (注)報告徴収様式14-1の【更新計画】欄の記入内容 【現行の更新計画】 (※確定・公表ベース)</p> <p>【中長期視点に立った更新計画】 (※内部検討ベース・試算ベースで可)</p> <p>(2)水道施設(土木施設及び建築施設)の耐震化対策が適切に進められているか。</p> <p>ア. 現在の施設の耐震状況に関する業務指標(PI)を把握しているか。</p> <p>イ. 施設数及び耐震診断・耐震化・耐震化計画策定数を把握しているか。 (注)報告徴収様式14-1の記入内容</p> <p>ウ. 施設の耐震診断を実施しているか。 (注)報告徴収様式14-1の【耐震診断】欄の記入内容</p> <p>エ. 施設の耐震化計画を</p>	<p>○法第5条(施設基準) 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない (6)地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、氷圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。 (8)漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。</p> <p>附則 1 この省令は平成12年4月1日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模な改造の時までは、これらの規定を適用しない。 (参考)H17.4 水道施設機能診断の手引き (参考)H17.5 水道施設更新指針 (参考)H20.2 未定額水道事業に係る計画的な資産管理及び資金運用に関する手引き(骨子案)～技術的裏付けに基づく効率的な維持管理及び更新を目指して～</p> <p>○法第5条(施設基準) 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○平12省令第15号(施設基準) 第1条(一般事項) 1 一般事項 (4)災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること。 (7)施設の重要度に応じて、地震力に対して安全な構造であるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。</p> <p>3 貯水施設 (2)地震及び強風による波浪に対して安全な構造であること。</p> <p>7 配水施設 (7)災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられていること。 (1)配水池等は、次に掲げる要件を備えること。</p>

適切に策定しているか。

【現行の耐震化計画】  
(※確定・公表ベース)

【重点的な耐震化計画】

□ 需要の変動を調整することができる容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性等を勘案した容量であること。

附則

1 この省令は平成12年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで、(略)第3条第1項第1号から第6号まで、(略)第7条(略)第7号、第11号(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第1の2

水道事業者等は、水道耐震化計画策定指針(案)を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。

○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(3)①

浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率の向上について、耐震化率を100%にすることを旨しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。特に東海地震対策強化地域及び東南海・南海地震対策推進地域においては早期の達成を目指す。

○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3)

・施設の耐震化推進

○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」

別添のとおり厚生労働省関係各部署課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。

1. 基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努めること。(略)

○平成19健水発第0823001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」

災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略)今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いしますとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いします。(略)

2. 水・医薬品等及び医療機関の確保

都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略)

都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医学会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略)

○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」

(略)現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項についての取り組み方、よろしくお願います。

1. 現に設置されている水道施設の耐震化

(1) (略)既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要があり、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。

(2) 既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。

ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。

イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路(導水管、送水管及び配水本管をいう。以下同じ。)として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管(IS継手)についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。

ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。

(3) 各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。

(略)

2. 水道の利用者に対する情報の提供

水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。

(参考)平9.1水道の耐震化計画策定指針(厚生省)

(参考)平20.3「水道の耐震化計画等策定指針」(見直し)

⑩-2 管路

(1) 管路の計画的な更新ができていますか。

ア、布設等状況及び現在の管路の状態に関する業務指標(PI)を把握しているか。

イ、管路に関する基礎デ

○法第5条(施設基準)

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前3項に規定するものほか、水道施設に關して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

○法第19条第2項(水道技術管理者)

水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査